

令和4年度道路占用料

該当法文	占用物件		新規占用料 (R4.4.1~)	現行占用料 (~R4.3.31)	
	物件	その他			
法第32条第1項第1号 に掲げる工作物	第1種電柱		1,200	1,300	
	第2種電柱		1,900	2,000	
	第3種電柱		2,600	2,700	
	第1種電話柱		1,100	1,100	
	第2種電話柱		1,800	1,800	
	第3種電話柱		2,500	2,500	
	その他柱類		110	110	
	共架電線その他上空に設ける線類		11	11	
	地下電線その他地下に設ける線類		6	6	
	路上に設ける変圧器		1,100	1,100	
	地下に設ける変圧器		680	690	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		2,200	2,300	
	郵便差出箱		960	970	
	広告塔		5,800	5,400	
	その他のもの		2,200	2,300	
	法第32条第1項第2号 に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの		48	48
外径が0.07m以上0.1m未満のもの			68	69	
外径が0.1m以上0.15m未満のもの			100	100	
外径が0.15m以上0.2m未満のもの			130	130	
外径が0.2m以上0.3m未満のもの			200	200	
外径が0.3m以上0.4m未満のもの			270	270	
外径が0.4m以上0.7m未満のもの			480	480	
外径が0.7m以上1m未満のもの			680	690	
外径が1.0m以上のもの			1,300	1,300	
法第32条第1項第3号 に掲げる施設	自動運 行補 助施 設	法第2条第2項第5号に規定する自動運 行装置による検知の対象として設置する 導線その他の線類	地下に 設けるもの その他の もの	6 20	- -
		道路の構造又は交通の状況を表示する標 示柱その他の柱類		1,800	-
		その他のもの	上空に 設けるもの 地下に 設けるもの	1,100 600	- -
		その他のもの		2,200	2,300
	法32条第1項第4号に掲げる施設		2,200	2,300	
法第32条第1項第5号 に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1		A×0.005	A×0.005
		階数が2		A×0.008	A×0.008
		階数が3以上		A×0.010	A×0.010
	上空に設ける通路		2,900	2,700	
	地下に設ける通路		1,700	1,600	
その他のもの		2,200	2,300		
法32条第1項第6号に掲げる施設		580	540		
道路法施行令第7条第1 号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く)	一時的に 設けるもの その他の もの	580 5,800	540 5,400	
		標識	1,800	1,800	
	旗ざお	一時的に 設けるもの	580	540	
	幕(令第7条第4号に掲げる工事中施設であるものを除 く。)		580	540	
	アーチ	車道を横断 するもの その他の もの	5,800 2,900	5,400 2,700	
令第7条第4号に掲げる工事中施設及び同条第5号に掲げる工事中材料		580	540		
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		220	230		
令第7条第8号に掲げる 施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるも の		A×0.013	A×0.013	
	上空に設けるもの		A×0.024	A×0.024	
	その他のもの		A×0.034	A×0.034	
令第7条第9号に掲げる施設及び自動車駐車場		A×0.013	A×0.013		

Aは、近傍類似の土地の時価を表す